

令和7年度製菓衛生師試験受験案内

岡山県

1 願書受付及び試験

	日 時	場 所
願書 受付	令和7年6月11日(水)から 令和7年6月23日(月)まで (土曜日、日曜日を除く) 8時30分から17時15分まで	住 所 地 を 所 管 す る 保 健 所 (4ページの一覧のとおり) * 県外在住の場合は、 岡山県保健医療部生活衛生課
試験	令和7年8月8日(金) 13時30分から15時30分まで (13時00分までに入室すること)	岡 山 市 勤 労 者 福 祉 セ ン タ ー (岡山市北区春日町5-6) (駐車場がないため、公共交通機関等利用のこと)

2 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品衛生学、栄養学、食品学、製菓理論及び実技に関することの計6科目
出題形式は、四肢択一とし、解答方法はマークシート方式とします。

ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち「製菓理論及び実技に関すること」の免除を受けることができます。

3 受験資格 次のいずれかの条件を満たす者

(1) <製菓衛生師養成施設卒業者等>

新制中学校の卒業者、又はこれと同等以上の学力を有する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設で1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者。

(製菓衛生師法第5条第1号該当者)

(2) <2年以上の菓子製造業務従事者>

新制中学校の卒業者、又はこれと同等以上の学力を有する者であって、2年以上菓子製造(パン及びあん類製造を含む。)の業務に従事した者。(製菓衛生師法第5条第2号該当者)

(3) <上記以外の者>

(1) 及び (2) 以外の者で、製菓衛生師法施行の日(昭和41年12月26日)現在、菓子製造の実務に従事しており、その期間が3年をこえている者、又は同法施行後3年をこえるに至った者。(製菓衛生師法附則第2項該当者)

【注意事項(上記 受験資格(2)、(3))】

① 菓子製造の業務について

食品衛生法の菓子製造に係る営業許可(菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもののいずれか)を受けた施設における業務であること。

② 菓子製造業務の従事経験は、菓子製造業務従事証明書の証明日の時点で、2年以上((3)の場合は3年以上)経過していることが必要です。

③ 次のような場合は菓子製造の実務経験として認められません。

ア 菓子の運搬、配達及び器具の洗浄など直接菓子製造と関係ない業務

イ パート又はアルバイトでの菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上継続している場合は除く。)

ウ 教育機関等で菓子の製造について教えていた期間、又は習った期間

④ 受験資格に疑問な点がある方、外国の学校を卒業した方は、事前にお問い合わせください。(問い合わせ先は、この案内の4ページをご覧ください。)

4 受験手数料

9, 800円分の岡山県納付済証（各保健所内 食品衛生協会でも納付できます。）を受験願書に貼付すること。なお、願書受付後は、返還できません。

5 提出書類

必要書類	注意事項
① 受験願書（別添）	・ 裏面の履歴書も記載すること。
② 履歴書（願書の裏面）	
③ 受験資格を証する書類	
<製菓衛生師養成施設卒業者等>（1ページの「3 受験資格（1）」の者） ・ 製菓衛生師養成施設の卒業証明書（卒業証書の写し）又は履修証明書（卒業証書の場合は、原本を提示のこと）	・ 結婚などにより、現在の氏名と卒業証書などに記載されている氏名が異なる場合は、同一人物であることが証明できる戸籍抄本等を提示すること。
<上記以外の者>（1ページの「3 受験資格（2）」及び「3 受験資格（3）」の者） ・ 菓子製造業務従事証明書（別添）	・ 個人が証明する場合は、実印を用いた上で印鑑登録証明書を添付すること。 ・ 複数の施設の従事経験を合わせて受験資格を満たす場合は、各施設ごとに証明し、受験資格を満たすことが確認できるものであること。
④ 写真	・ 出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身、脱帽のものであって、縦4.5cm×横3.5cmのもの。 ・ 裏面に、氏名と撮影年月日を記入し、写真票に貼付すること。
⑤ 技能検定合格証書の写し（原本を提示のこと）	・ 技能検定合格者で、試験科目の一部免除を受けようとする者のみ。

※ 提出書類の一部省略について

岡山県の実施した令和6年度製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、②、③及び⑤の書類の添付を省略することができます。（令和6年度製菓衛生師試験受験票を持参してください。）

※ 受験願書等必要書類に不備がある場合は、受け付けませんのでご注意ください。

受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。

6 受験上の注意

- 試験会場へは13時00分までに入室し、所定の席に着席してください。
会場への入場は、12時00分以降に可能です。
なお、試験開始から30分以上遅刻した場合は、受験できません。
- 受験票及び鉛筆（HB）又はシャープペンシル（HB）・プラスチック消しゴムを持参してください。
- 受験上の配慮（車椅子の使用等）を希望する方は、必ず出願時に申し出てください。

7 合格発表及び合格通知等

- 合格発表日時
令和7年9月10日（水）午前9時
- 発表方法
岡山県庁北側公示板、県下各保健所に合格者の「受験番号」を掲示します。
また、岡山県保健医療部生活衛生課ホームページで合格者の「受験番号」を公表します。
合格者については、後日、合格証書を郵送します。（免許申請の際に必要です。）
なお、電話による可否の問い合わせにはお答えできません。
- ※ 試験当日、会場周辺において手数料を取り、可否結果を通知するという行為を行っている個人又は団体は、岡山県とは一切関係ありません。
- 可否の判定
原則として全科目の合計得点が満点の6割以上かつ、0点の科目のない場合を合格とします。
- 得点の開示
希望者には、令和7年9月10日（水）午前10時から同年10月10日（金）の間、本人にのみ総得点及び科目別得点を開示しますので、必ず、受験票と本人が確認できる公的書類（運転免許証等）を持参の上、岡山県保健医療部生活衛生課にお越しください。

＜記入上の注意及び記載例＞

(令和7年度受験用)

様式第2号

菓子製造業務従事証明書

従事者氏名(受験者) 岡山 次郎

生 年 月 日 平成 5 年 1 月 24 日 生

上記の者は、次のとおり菓子製造(パン及びあん類製造を含む。)の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名	岡山製パン 玉野工場	許可保健所: 備前 保健所 許可年月日: 令和3年4月1日 許可番号: 備前保第1234号 営業の種別: 菓子製造業
勤務施設 所在地	玉野市××町1-2-34 電話番号 0868-56-7890	
業務の内容 (なるべく具体的に記載すること。)	パン製造に係る生地、加工、焼成、盛り付けまで全般に携わっている。	
上記の施設で菓子製造の業務に従事した期間	令和4年4月1日から 令和7年5月30日まで (合計 3 年 1 月)	
勤務日数及び時間 (パート又はアルバイトの場合に記載すること。)	4日/週、 6時間/日	
廃業年月日 (施設が廃業した場合に記載すること。)	年 月 日	

許可が更新になっている場合は最新のものを記入してください。

菓子製造業務の内容について、なるべく具体的に記入してください。

パート又はアルバイトの場合のみ記入してください。原則として、週4日以上かつ1日6時間以上勤務していなければ、従事経験として認められません。

法人の場合は法人代表者印。会社印、団体印、組合印は認められません。個人の場合は個人実印。なお、個人の場合、必ず印鑑登録証明書を添付してください。

現在も勤務している場合は、証明書を作成した年月日までを従事期間としてください。また、従事期間の1月未満の端数については、切捨てとします。

本証明書の作成日を記入してください。

証 明 日	令和7年5月30日
-------	-----------

証 明 者	住 所	備前市〇〇町2-3-45 電話 0869-65-4321	職印又は 実 印
	職 務 上 の 地 位	営業者(代表取締役)	
	氏 名	岡山製パン株式会社 代表取締役社長 倉敷花子	

(注) 1 原則として当該施設の営業者が証明すること。ただし、営業者(法人の場合にあつては、法人の代表者を含む。)が従事者と同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によつて元の営業者がいない場合は、菓子工業組合等所属団体の長又は同業者が証明すること。
2 証明印は、証明者が法人又は団体の長の場合にあつては職印を用いることとし、個人の場合にあつては実印を用いた上で印鑑登録証明書を添付すること。

注意事項

①証明者について

- ・従事している施設が法人開設である場合 → 証明者は、代表取締役、理事長等
 - ・従事している施設が個人開設である場合 → 証明者は、営業者
- ただし、次の(ア)～(ウ)に該当する場合は、営業者が証明することができませんので、同業者の方、もしくは所属団体(菓子工業組合等)の長に証明してもらってください。

- (ア) 従事者(受験者)と証明者が同一人(法人の代表者にあつても同じ)
- (イ) 証明者が配偶者又は二親等以内の血族(親・子・兄弟・祖父母。法人の代表者等にあつても同じ)
- (ウ) 廃業等によつて元の営業者がいない場合

②証明者の印について

- ・証明者が法人の場合 → 法人の代表者印(会社印、団体印等は認められません。)
- ・証明者が個人の場合 → 印鑑登録をしてある印(実印)を使用し、印鑑登録証明書を添付すること

※菓子製造業務従事証明書の訂正箇所には、証明した印鑑で訂正印を押印してください。

【願書の提出及び問い合わせ先】

- (1) 岡山県内に在住の方は、住所地を所管する保健所へ必要書類の提出及び問い合わせをしてください。 ※岡山県内に在住の方は、郵送による願書の受付は行っていません。

○県の保健所

(R6.4.1 現在)

保健所名	担 当 課	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
備 前	衛 生 課	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3947	玉野市 瀬戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町
備 中	衛 生 課	倉敷市羽島 1083	086-434-7026	総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
備 北	備 衛 生 北 課	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2837	高梁市 新見市
真 庭	真 衛 生 庭 課	真庭市勝山 591	0867-44-2918	真庭市 新庄村
美 作	衛 生 課	津山市椿高下 114	0868-23-0115	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町 美作市 勝央町 奈義町 西栗倉村

○市の保健所

保健所名	担 当 課	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
岡 山 市	衛 生 課	岡山市北区鹿田町 1-1-1 岡山市保健福祉会館 2 階	086-803-1257	岡山市
倉 敷 市	生活衛生課	倉敷市笹沖 170	086-434-9827	倉敷市

- (2) 県外に在住の方で郵送等で出願する場合は、次のとおりとします。

○願書の提出：令和 7 年 6 月 1 日（水）～令和 7 年 6 月 23 日（月）

（令和 7 年 6 月 23 日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効）

郵送又は信書便により提出することとし、簡易書留等その引受け及び配達
が記録される取扱いとしてください。※受験願書等必要書類に不備がある
場合は、受け付けませんのでご注意ください。

○受験手数料：9,800 円分の普通為替又は定額小為替（ゆうちょ銀行又は郵便局の貯
金窓口で購入してください。指定受取人欄は無記名にし、願書に貼付しな
い。）を同封してください。

○提出書類：2 ページの「5 提出書類」と同様。ただし、原本の提示が必要となる「卒
業証書」、「戸籍抄本等」については、確認後、返送しますので、返送用
封筒（あて先を明記の上、送料分の切手を貼り付けたもの）を同封してく
ださい。

なお、「卒業証明書」と「履修証明書」は返却しません。

○岡山県外の方の書類提出及び問い合わせ先

岡山県保健医療部生活衛生課生活営業指導班
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
電話 086-226-7335